

令和6年度 地域力向上事業

市民提案による住みよい地域づくり助成事業
(追加募集)

事業提案書

令和6年10月10日

天竜区協議会

令和6年度 地域力向上事業

「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」

No. 1	事業名	提案者 (担当課)	区分 補助率	概算 事業費 (円)	交付 希望額 (円)
	狐の嫁入り行列	クローバー 通り商店会 (まちづくり 推進課)	新規 50%以内	641,900	320,000
	事業の目的		事業の概要		
	提案団体のクローバー通り商店会が 2018 年に開始した観光イベントである「狐の嫁入り行列」について、安全性を確保しつつ市内外からの観光客の誘致や商店街への集客促進を図ることで、当該イベントを持続可能な地域の文化資産として確立することを目的とする。		狐の嫁入り行列 日時：令和6年11月23日（土）11時～ 会場：クローバー通り商店街 内容：商店街を利用した観光イベント		
	事務局意見（実施要綱の該当要件）		採用の可否	補助限度額（円）	
	【実施要綱第4条（4）、（6）に該当】 提案事業は、<u>地域住民と市内外の住民との交流の場を再構築し、地域のPRや商店街の活性化に寄与する</u>と考える。 提案団体は、地域の協力を得ながら「狐の嫁入り行列」を2018年から継続（コロナ禍を除く）して実施しており、活動実績は十分である。		採用が適当である	320,000	



第1号様式（第6条関係）

事業提案書

2024年 9月 16日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称 クローバー通り商店会

代表者役職・ クローバー通り商店会

氏 名 会長 渥美 芳弘

連絡先 Tel

次のとおり、事業を提案します。

事業名	狐の嫁入り行列
実施時期	2024年11月23日（土）11時～19時30分 （道路使用許可）
実施場所	浜松市天竜区二俣町二俣（クローバー通り商店街）
概算事業費	641,900円
参加予定人数	団体スタッフ 30名、参加者 800名
事業の内容 （事業の対象や手法などを 具体的に記入）	天竜区二俣町二俣のクローバー通り商店街では、2018年より吾妻町稲荷祭典と同時期に「狐の嫁入り行列」を実施しています。今年で7年目を迎え、コロナ禍を除けば毎年順調に開催され、地域内外で観光イベントとして徐々に認知されつつあります。本事業では、2018年から始まった「狐の嫁入り行列」を地域の文化的資産として位置づけ、安全性を確保しつつ、市内外からの観光客誘致および商店街への集客促進を図ります。
事業の目的	「狐の嫁入り行列」を継続的に開催するために、安心・安全なイベント運営を行います。具体的には、新たにバリケードを路地に設置し、車の侵入を防止します。 また、イベント時には歩行者天国を設定し、出展者ブースを設けることで、中山間地域の特産品を販売し、地域のPRと事業者の売上向上に貢献します。
地域資源 の活用	狐の嫁入り行列は、外部のイベント会社に委託せず、商店街のメンバーが創意工夫を凝らして実施してきました。これにより、運営のノウハウが継承され、今後も持続可能な地域の文化的資産として続けていきます。

<u>地域課題</u>	解決すべき課題は<u>商店街の衰退</u>です。クローバー通り商店街は、山と街をつなぐ商店街として地域の方々に愛されてきました。しかし、<u>人口減少や少子高齢化により、商店街への来客数が減少</u>しています。イベントを継続することで、市内外から観光客や市民を呼び込み、交流の場を再構築します。
<u>事業の妥当性</u>	「狐の嫁入り行列」は今年で7年目ですが、これまで地域の方の手弁当や創意工夫で行なってきた。継続させることも大切ですが、安全・安心にイベントを実施することも大切です。そのため、イベント時に歩行者天国内へ車が侵入させないバリケードをきちんと配備することや、スタッフと明確にわかる法被を作成し交通誘導にあたります。
<u>公益性</u>	クローバー通り商店街のイベントは、多くの市民が期待しているものです。今年の夏には「フェスタ天竜」が休止されましたが、多くの市民から開催についての問い合わせがありました。山の生産者と街の消費者をつなぐこの商店街のイベントは、<u>多くの市民が交流する場</u>となっています。 二俣は中山間地域の入り口であり、この場所でのイベントは、中央区や浜名区の市民が天竜区を知るきっかけとなります。イベントを通じて地域住民が協力し合うことで、コミュニティの絆が深まり、地域の連帯感が強化されます。これにより、<u>防災や地域安全にもつながり、住民の福祉向上に貢献します。地域社会の安定と発展に寄与</u>するため、これもまた公益性のある事業といえます。 さらに、イベントは市内外からの観光客を引きつけ、地域間の文化交流を促進します。これにより、<u>地域の魅力が広く伝わり、他地域との連携が強化</u>されることで、<u>地域社会全体に利益をもたらす公益的な効果</u>も期待できます。
<u>財政支援の妥当性</u>	(1) 行政が財政支援する妥当性 ①地域文化の保護と継承 「狐の嫁入り行列」は地域独自の文化的イベントであり、地域の歴史や伝統を反映しています。行政が財政支援を行うことで、これらの文化遺産を保存し、次世代に継承する役割を果たすことができます。特に、若年層や地域外の観光客にも魅力を伝えることができ、地域文化の発展に寄与します。

②地域経済の活性化

商店街や周辺地域の経済活性化に直接的な効果があります。観光客の増加により、地域内での消費活動が促進され、商業施設やサービス業の売上が向上します。行政が財政支援を行うことで、こうした地域経済の活性化に貢献できます。

③地域コミュニティの強化

イベントは地域住民の参加を促し、コミュニティの結束を強化する役割もあります。地域住民が一丸となって行事を支えることで、地域社会全体の連帯感が向上します。これにより、地域の安定や安全にも寄与するため、行政が支援する妥当性が高いといえます。

(2) 行政施策との差別化が図られている点

①地域固有の文化的イベントの支援

「狐の嫁入り行列」は天竜区二俣町二俣という特定の地域に根ざしたイベントです。行政がこのような地域特化型のイベントを支援することにより、より地域性を重視し、地域ごとの特性に応じた振興策を打ち出すことができます。

②市民参加型イベントの支援

多くの行政施策はトップダウンで計画されがちですが、「狐の嫁入り行列」は市民が主体的に参加し、地域が一体となって運営されるイベントです。行政はこのような市民参加型イベントに対して支援を行うことで、市民の主体性を尊重し、地域住民との協働を強調する施策として差別化を図ることができます。

③地域間連携の推進

このイベントは天竜区二俣町二俣という地域に留まらず、市内外からの観光客を引き寄せることを目的としています。これにより、他地域との交流や連携が促進され、広域的な観光振興施策とも連動する形で差別化が図られています。地域間のつな

	がりを強化し、他地域との相乗効果を目指す施策の一環として支援されることが重要です。 これらの点から、行政がこのイベントに財政支援を行うことは、地域文化の保護、経済活性化、そして市民参加の促進という観点から妥当性があり、既存の施策と差別化されていることが明らかなです。
--	---

＜事業提案にあたっての確認事項＞

提案を行う事業について、該当する□にチェックを入れてください。

市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）	
☑ 浜松市地域力向上事業実施要綱第2条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。	
☑ 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業ではありません。	
暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）	
☑ 浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。	
(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。	
・ 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)	
・ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)	
・ 暴力団員等と密接な関係を有する者	
・ 上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体	
(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。	
☑ 公序良俗に反する事業ではありません。	
■ 浜松市の他の補助金等の支援を受ける見込みは	
☑ ありません	
□ あります（補助金等名称：	）
■ 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける見込みは	
☑ ありません	
□ あります（補助金等名称：	）
☑ 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業ではありません。	
■ 同様の提案を他の区振興課又は行政センターに行って	
☑ いません	
□ います	
(提案を行った区振興課又は行政センター： 区振興課・行政センター	
事業名称：)	
■ 給与所得者を雇用する事業者ですか。	
□ はい⇒市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第4号様式）を併せて提出してください。	
☑ いいえ	

第2号様式（第6条関係）

収支予算書

1 収入の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
補助金	320,000	地域力向上事業(市民提案による住みよい地域づくり事業費補助金)
計	641,900	

2 支出の部

単位：円

区分	予算額	経費内訳(単価・数量)
報償費	220,000	美容室着付け代 (@150,000×1人=150,000) 電気工事代 (@25,000×1人=25,000) 演奏団体等謝礼 (@15,000×3人=45,000)
需用費	289,800	狐面 (@1,055×40個=42,200) 新聞折込み(@7,500×1回=7,500) バリケード(@3,600×10個=36,000) 捨て看板 (@2,200×10個=22,000) 狐尻尾 (@2,000×30個=60,000) 法被 (@4,070×30個=122,100)
	60,000	チラシデザイン印刷費(@60,000×1=60,000)
役務費	1,300	定型郵便 (@110×1通=110) 通常ハガキ代 (@85×14通=1,190)
	2,300	天竜警察署道路使用許可 (@2,300×1日=2,300)
委託料	38,500	警備費 (@38,500×1日=38,500)
使用料及び賃借料	30,000	駐車場代 (@6,500×1日=6,500) 新郎新婦衣装 (@11,750×2着=23,500)
原材料費		
計	641,900	

第3号様式（第6条関係）

団体の概要書

団体名	クローバー通り商店会			
事務所の所在地	〒 XXXXXXXXXX (住居兼用)			
	電 話	XXXXXXXXXX	F A X	
	ホームページ	https://clover1983.com		
代表者役職・氏名	クローバー通り商店会 会長 渥美 芳弘			
担当者連絡先	氏 名	渥美 芳弘		
	電 話	XXXXXXXXXX		
	F A X			
	Eメール	XXXXXXXXXX		
設立年月日	1 9 8 3 年 1 月 2 6 日			
会員数	3 5 名			
団体の目的	クローバー通り商店会は、会員相互の緊密なる連携と協調により会員の資質向上と均衡ある商業振興の発展を図ることを目的としています。 (クローバー通り商店会会則 第1条 より)			
主な活動内容	クローバー通り商店会は、第1条の目的達成のために次の事業を行います 1. 商店街振興のための販売促進活動や調査研究活動の企画及び実施。 2. 商業環境の開発・改善などの促進と調査研究。 3. 商業道義の昂場及び経営者等の資質向上に関する事項。 4. その他本会の目的達成に必要な事項。 (クローバー通り商店会会則 第5条より) ※主な活動内容の詳細は別紙資料をご覧ください。			

※団体の詳細がわかる資料を別途添付

2024 酉の市：「狐の嫁入り行列」 タイムスケジュール

令和 6 年 11 月 23 日(土)

時 間	内 容	場 所
am11:00	道路使用許可 (本部：生熊宅 P)	全体 吾妻町
12:00	歩行者天国開始 各店販売準備完了次第オープン 天竜高校吹奏楽・郷土芸能部・信用金庫吹奏楽・幼稚園遊戯 キッズダンス・フラダンス・歌謡ショー・阿波踊り・天竜踊り オカリナ・天竜街角ライブ・	全体 信金 P
15:45	稲荷祭事を妨げない様に「演奏・踊り」は終了	
16:00	吾妻町稲荷祭事(吾妻町自治会単独行事) 縁起販売・夜店市・オープンテラス・銘菓味比べ 「フリーマーケット」・アートバルーン・金魚 クラフト制作(狐面)・似顔絵	吾妻町
16:30	嫁入り行列準備 (30 名余の隊列)	旧 わんや店
17:00	狐の嫁入り行列出発:ボランティア・商店会・その他 射的ゲーム：「クローバー通り商店会」	
17:15	稲荷到着：結婚式	吾妻町
17:40	「狐の嫁入り行列」：反転	
17:55	「狐の嫁入り行列」：到着	新町
18:00	「狐の嫁入り行列」：解散	
18:00	遠州天竜太鼓 (龍勢組)	吾妻町
19:00	イベント閉会	
19:30	歩行者天国解除：片付け開始	
20:00	道路使用許可解除	全体

※ 交流棟：衣装・小道具・出演者荷物置き場・トイレ

狐の嫁入り行列

(事業内容の補足資料)

令和6年度 地域力向上事業

令和6年9月16日



浜松の街中と天竜区の入り口に所在するクローバー通り 商店街は「街」と「山」を結ぶ重要拠点です



山の生産者



クローバー通り商店街は「街」と「山」の消費者と 生産者を繋ぐイベントを数多く開催してきました



商店街では生産者との交流や
子供から年配者まで楽しむ
イベントが開催されてきました



毎年クローバー通り商店街で開催される 商店街が主催、支援するイベントは下記の通りです



1月 どんど焼き



7月 フェスタ天竜



11月 西の市 (狐の嫁入り行列)



6月、11月 軽トラ市

クローバー通り商店街データ

店舗数は41

商店会加盟店舗数は35

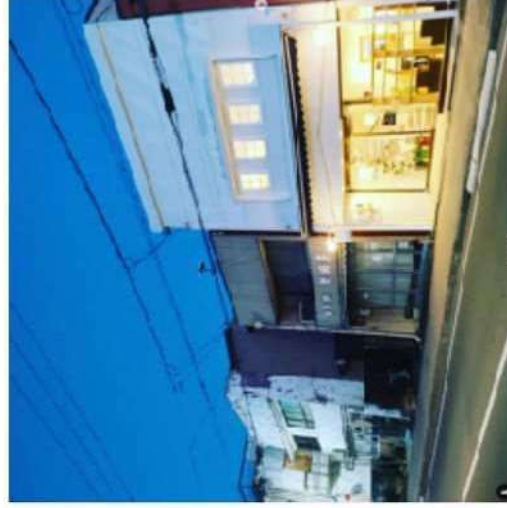
小売27店 飲食4店

サービス 4店

商店街の支援もあり、若者を中心とした店舗が次々誕生しています



ハチミツ屋



パン屋



ジェラート屋



自転車屋&餃子屋



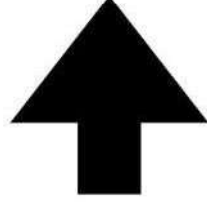
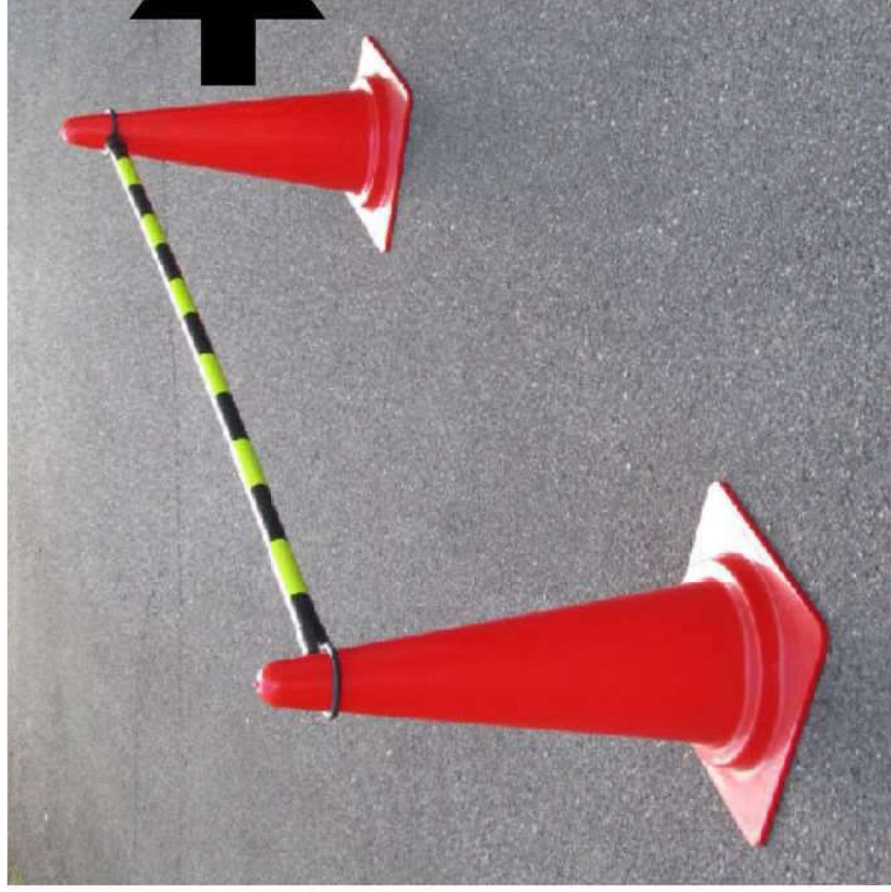
子育て支援施設



五平餅&珈琲屋

歩行者天国では車両の侵入を防ぐため、三角コーンとバーを設置して立ち入りを禁止しておりました。しかし、バーを移動させて侵入する車両が多く見られ、歩行者との接触事故の危険がありました。

そこで、より確実に車両の侵入を防ぐため、新たにしっかりとしたバリケードを設置し、歩行者天国の安全を守ります。





これまで使い捨てであった狐の面は、プロに装飾してもらい永年使えるお面にします。また、風船で代用していた狐の尻尾は、儼かな雰囲気を出すため、風船から狐の尻尾（人工毛）に変える予定です。

これにより、狐の嫁入り行列の完成度が高まり、参加者、見学者、双方ともに一体感が増します。



法被着用イメージ



法被着用イメージ

これまで商店街のイベントでは、商店街のメンバーは私服でサポートを行ってきました。しかし、今後は商店街の法被を着用し、イベント中に巡回することで、犯罪の抑止やトラブルの未然防止に努めます。また、来場者が誰に問い合わせれば商店街やイベントに関する詳細を確認できるかが明確になるため、イベント運営がよりスムーズに進行するようになります。



これまで午後3時から午後7時までの道路使用許可を取得していたイベントについて見直し、今後は午前11時から午後7時30分まで道路使用許可を申請し、より多くの方が長時間商店街に滞在できる環境を整えます。そのため、地元のバンドや演歌歌手を招き、来場者の滞在時間を延ばすことを目指します。また、出店者数の目標を30店舗以上に設定し、クロバー通り商店街以外の二俣町内からも参加店舗を無料で出店いただくことで、イベントをさらに盛り上げ、来場者の滞在時間を延ばします。

「狐の嫁入り行列」は午後5時から6時に実施し、イベントの最後に目玉として配置することで、さらなる滞在時間の延長効果が期待されます。チラシの新聞折込や広範囲へのチラシ配布を通じて、地域外からの参加者増加も見込んでいます。



狐の嫁り行列はこれまで多くの若者を送り出してきました。2018年より始まったイベントですが、今後も末長く続き、地域の一大観光イベントに成長させることが目的であり山と街の交流の機会になれば幸いです。

クローバー通り商店会々則

(目 的)

第1条 本会は、会員相互の緊密なる連携と協調により会員の資質向上と均衡ある商業振興の発展を図ることを目的とします。

(名 称)

第2条 本会は、クローバー通り商店会と称します。

(構 成)

第3条 本会は、中町・神明町・新町・吾妻町の地区をもって構成します。

(事務所)

第4条 本会は、事務所を浜松市天竜区二俣町内に置きます。

(事 業)

第5条 本会は、第1条の目的達成のために次の事業を行います。

1. 商店街振興のための販売促進活動や調査研究活動の企画及び実施。
2. 商業環境の開発・改善などの促進と調査研究。
3. 商業道義の昂揚及び経営者等の資質向上に関する事項。
4. その他本会の目的達成に必要な事項。

(役 員)

第6条 本会に下記の役員を置きます。

会 長	1名
副会長	2名（内1名会計担当）
理 事	若干名
監 事	2名

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統轄します。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理します。
3. 理事は、本会運営上の重要事項を審議します。
4. 監事は、業務および会計を監査します。

(役員選出)

第8条 役員は、下記の地区別定数により候補者を推薦し、互選とします。但し、会長及び副会長については、定数外から選出することができるものとします。

仲 町	若干名
神明町	若干名
新 町	若干名
吾妻町	若干名

(役員任期)

第9条 役員の任期は、原則として3年とし、各発展会の任期に合わせます。

2. 役員が任期途中において退任した場合、後任者の任期は残任期間とします。

(顧問・相談役)

第10条 本会は、必要に応じ顧問・相談役を置くことができます。

(会 議)

第11条 会議は総会並びに役員会・委員会とします。

2. 総会は、通常総会を年1回とし必要に応じて臨時総会を開催します。

3. 役員会は、会長が必要と認めたときに開催します。

4. 委員会は、会長が必要と認めたときに設置し目的に沿った責務の遂行をします。

5. 議事は、定数の3分の2以上の出席（委任状含む）の過半数で決議され、可否同伴の場合は、議長に一任する。

(会 計)

第12条 本会の経費は会費・その他の収入をもって充てます。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まって翌年3月31日に終わります。

附則

1. 本会則は昭和58年1月26日から施行します。

2. 年度の特例、設立年度の事業年度は昭和58年1月26日から昭和58年3月31日までとします。

3. 昭和61年 5月 9日 一部改正

4. 平成 4年12月 1日 一部改正

5. 平成13年 5月29日 一部改正

6. 平成16年 5月21日 一部改正

7. 平成19年 5月15日 一部改正

8. 平成30年 5月10日 一部改正